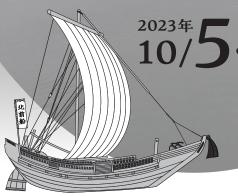
第 **3**3 回

北前船帯港地フォーラムin OKAYAMA

北前船と吉備の穴海 ~海と川が織りなした文化·産業~ 晴れの国・岡山から世界へ

併催

^第 地域連携研究所大会 ^回 in OKAYAMA</sup>



2023年 10/5 4・10/6 4

お申込のご案内



KITAMAE-BUNE

【主催】第33回北前船寄港地フォーラム in OKAYAMA実行委員会

【協力】一般社団法人北前船交流拡大機構 一般社団法人地域連携研究所

【旅行企画・実施】株式会社日本旅行 岡山支店 岡山市北区駅前町2丁目1番7号 JR西日本岡山支社ビル1階

第33回 北前船寄港地フォーラム 第4回 地域連携研究所大会 in OKAYAMA

お申込のご案内

「第33回北前船寄港地フォーラム・第4回地域連携研究所大会 in OKAYAMA」が岡山県にて開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

このたびの参加申込みにつきましては、株式会社日本旅行岡山支店が担当させていただくことになりました。また、ご参加になる皆様の便宜をお図りするために、ご宿泊の手配につきましても当支店にてお取り扱いさせていただきます。下記のとおりご案内申し上げますので、参加登録Webサイトまたは別紙専用申込書にてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

お申込の流れ・

申込受付

- A. 参加登録Webサイトにてお申込みください。 https://va.apollon.nta.co.jp/kitamae_okayama/
- B. 別紙専用申込書によりFAXにてお申込みください。 ※上記いずれかの方法でお申込みください。 宿泊希望者が予定数を上回った時は、先着順とさせていただきますので ご了承ください。

【申込み期限】2023年9月7日(木)※期限厳守でお願いいたします。



代金のお支払

- A. Web登録の方は、申込み完了後、予約確認メールが配信されますのでご確認ください。 請求書は参加登録サイトからダウンロードをお願いいたします。
- B. FAX申込みの方は受付後、予約確認書・請求書をFAXまたはメールにて送信いたします。 内容をご確認の上、期日までにお支払いください。 お申込み後、3営業日を過ぎても予約確認書が届かない時は、お問合せ先へご連絡ください。
- ※お支払いは振込のみです。なお、振込手数料はお客様にてご負担ください。

【お支払い期限】2023年9月20日(水)※期限厳守でお願いいたします。



各種参加証・ 最終案内書 の送付

9月下旬(予定)に各種参加証・最終案内書面をお送りいたします。 フォーラム当日お忘れないようお持ちください。

- ※参加者が変更になった場合は、必ず「第33回北前船寄港地フォーラム in OKAYAMA」 デスクまでメールまたはFAXにてご連絡ください。
- *電話での対応は間違い等の原因になるためご遠慮ください。(最終頁参照)



全体スケジュール

日程	項目	プログラム・内容	時間	会場
10/5 (木)	地域連携研究所大会	基調講演 セッション	13:00 \$ 17:00	杜の街グレース3F コンベンションホール

日程	項目	プログラム・内容	時間	会場
10/5 (木)	前夜祭	EU各国大使 歓迎のつどい 着席パーティ	18:30 \$ 20:30	ホテルグランヴィア岡山 4F「フェニックス」
10/6 (金)	分科会	5市での視察 ※下記参照	下記参照	岡山市·倉敷市·玉野市 備前市·瀬戸内市
10/6 (金)	フォーラム	トークセッション1~4	14:00	ホテルグランヴィア岡山 3F「クリスタル」
10/6 (金)	レセプション	着席パーティ	18:30 { 20:30	ホテルグランヴィア岡山 4F「フェニックス」

各種参加費

日程	内容	会場	料金·税込
10/5 (木)	前夜祭	ホテルグランヴィア岡山4F「フェニックス」	10,000円
10/6 (金)	レセプション	ホテルグランヴィア岡山4F「フェニックス」	10,000円

分科会のご案内 ※各分科会の詳細案内はP3-4をご参照ください。昼食代は含みません。

出発日	項目	内容	コース	旅行代金
	岡山市 分科会	ホテル➡ ①吉備津神社 ※「鳴釜神事」 ➡ホテル 8:00発 ②造山古墳・千足古墳 12:50頃 ③備中高松城址	Α	6,800円
	倉敷市 分科会	ホテル➡ ①瀬戸内海クルージング ➡ホテル 8:10発 ②鷲羽山第2展望台 13:30頃 ③むかし下津井回船問屋(下津井節鑑賞)	В	7,800円
2023年 10/6 (金)	玉野市 分科会	ホテル → ①ナイカイ塩業(説明・見学) →ホテル 8:15発 ②瀬戸内温泉たまの湯 13:30頃 PowerX Manufactuaring社事業説明 ③宇野港周辺・パブリックアート観賞	С	5,800円
	備前市 分科会	ホテル➡ ①備前焼のふるさと ➡ホテル 8:00発 各作家工房(作陶体験・作品見学) 12:50頃	D	7,800円
	瀬戸内市 分科会	ホテル → ①備前長船刀剣博物館 →ホテル 8:40発 (古式鍛錬見学) 12:40頃 ②日本一のだがし売場	E	6,100円

分科会の詳細案内

- ■分科会コース:5コース(岡山市・倉敷市・玉野市・備前市・瀬戸内市)の中から第1~第3希望までお選びいただきお申込みください。各コースの募集人員には制限がございますので、お申込み多数の場合は抽選にてコース決定させていただきますのであらかじめご了承ください。
- ■食事条件:昼食代は含みません。ご参加コースにより昼食のご用意がございますが、昼食代は当日お支払いいただきます。昼食なしコースご参加の方はお弁当のお申込みも賜ります。(P5をご参照ください。)
- ■最少催行人員:各コース25名
- ■添 乗 員:各コース、添乗員が同行します。(バスガイドは乗車いたしません)
- ■バ ス 会 社:両備バス
- ■発 着 場 所:分科会によりバスの乗降場所が異なる場合がございます。 最終のご案内にてご確認いただきますようお願いいたします。

岡山市分科会

『歩いて巡る吉備路ロマンコース』

●吉備津神社

桃太郎のモデルとされる吉備津彦命を祀る神社。今回のコースでは、通常公開されていない国宝の本殿内の見学と、釜の鳴る音で吉凶を占う全国でも珍しい神事「鳴釜神事」で、桃太郎伝説を体感することができます。

◆造山古墳·千足古墳

全国第4位の規模を持ち、5世紀前半の前方後円墳「造山古墳」と、墳丘や埴輪列が復元され今年4月に石室が一般公開された「千足古墳」までを歩きながら学び、古代吉備王国の歴史とロマンを感じていただきます。

●備中高松城址

「高松城水攻め」で有名な備中高松城址公園を散策し、6月にリニューアルオープンした資料館にて、歴史学者・磯田道史氏監修の水攻めにまつわる動画等を楽しんでいただきます。

ホテル <u></u> **吉備津神社** = **造山古墳・千足古墳** = **備中高松城址** = ホテル ※到着後各自昼食 10:10 11:10 12:00 12:50着







倉敷市分科会

『"陸・海・食う"北前船寄港地 下津井コース』

※昼食代**2,000円**はバス車内にて 当日集金させていただきます。



◆瀬戸内海クルージング

瀬戸内海の大小様々な島々を眺めながら、"海から"瀬戸大橋を間近で見るクルージング。まるで気分は北前船!!



◆鷲羽山第2展望台

瀬戸内海国立公園の代表的な景勝地「鷲羽山」。本州四国を結ぶ世界最大級の橋「瀬戸大橋」を、"山から"眺める。

ホテル 8:10発 早島IC ――― 児島IC ――― **鷲羽山第2展望台** 9:20 9:40 乗船時間:約45分(児島観光港発着) **瀬戸内海クルージン**が

____ **瀬戸内海クルージング** ____ 9:50 10:50

____ **むかし下津井回船間屋(昼食)** _____ 児島|C =___ 早島|C =___ ホテル 11:10 12:30 13:30着





◆むかし下津井回船問屋

下津井節鑑賞&昼食(カンティーナ登美)

明治時代の回船問屋の建物を復元した資料館。北前船が運んできたニシン粕を蓄えた蔵で、地元下津井産の食材を使った食事を味わう。

玉野市分科会

『瀬戸内のレガシー(塩、蓄電池、パブリックアート)を巡るコース』

※昼食代2,000円はバス車内にて 当日集金させていただきます。

瀬戸内国際芸術祭の会場である島々へのゲートウェイ"宇野港"周辺に点在するパブリックアートの鑑賞、江戸時代から続いている瀬戸内海の海水を使った製塩工場や、「溜める」「運ぶ」「使う」をコンセプトに自然エネルギーの爆発的普及を目指す企業による工場見学(建設中)と事業説明を通じて、地域の歴史やロケーションを活かした新しい魅力づくりを感じていただけます。

 (事業説明.施設見学)
 (PowerX Manufactuaring社事業説明)

 ホテル
 上一ナイカイ塩業
 PowerX Manufactuaring社~工場車窓見学~
 瀬戸内温泉たまの湯(昼食)
 字野港周辺・パブリックアート観賞
 ホテル

 8:15発
 9:00
 10:15
 10:30
 12:00
 12:10
 12:40
 13:30着







◆(株)パワーエックス 提供



◆字野のチヌ/淀川テクニック

備前市分科会

『備前焼のふるさとコース』

備前焼作家より、直接手ほどきを受けながら作陶体験ができるプランをご用意しています。備前焼の里、伊部はレンガ造りの赤い煙突が建ち並ぶ、なつかしい風情が感じられるまちです。そして備前焼は一つとして同じ色、同じ模様にはならない手作りの味わい深さが魅力で、使えば使うほどに味わいが増していくのが特徴です。

この世に一つしかない自分だけの備前焼を手作りしていただくなど、"備前ならでは"をぜひご堪能ください。

※到着後各自昼食

- ★少人数(3~5人程度)に班分けを行いますので、各作家から丁寧なマンツーマン指導が受けられます。
- ★できあがった作品は、後日郵送します。
- ★注ぐだけで美味しくなる備前焼ビアマグをプレゼントします。



瀬戸内市分科会 『日本刀の聖地・長船 -歴史文化資源の活用による地域活性化-』

瀬戸内市は、国宝の刀剣類111口のうち47口を占め、質・量ともに日本一である「備前刀」の中心的な生産地です。現在も刀鍛冶等が工房を構え、刀に関する社寺等の史跡も残り、『日本刀の聖地』と称されています。

瀬戸内市では、上杉謙信・景勝が愛蔵した国宝「太刀無銘一文字(山鳥毛)」をふるさと納税を活用したクラウドファンディングで購入し、現在「山鳥毛」を中心とする刀剣を活用した事業を進め、交流人口・関係人口の拡大による地域活性化を図っています。本分科会では、刀剣をテーマとした歴史文化資源を活用した地域活性化とともに、年間約80万人が来場する「だがし」のテーマパークをご紹介します。



●備前長船刀剣博物館



●古式鍛錬



◆日本一のだがし売場

募集型企画旅行契約にて承ります。

宿泊のご案内・・・・

出発日(宿泊日)

2023年10月5日(木)・10月6日(金)

宿泊地

岡山市内

旅行代金

大人1人あたりの宿泊費、朝食付、諸税・サービス料が含まれます。

最少催行人員

1名

添乗員同行

なし

日程表

(初日)ご自宅~(お客様負担)~各ホテル(最終日)各ホテル~(お客様負担)~ご自宅

エリア	施設	施設名	部屋タイプ	申込	旅行代金(大人	おひとりあたり)	アクセス
1	No.)地以石	洋室バストイレ付	No.	10/5(木)	10/6(金)	岡山駅
		ホテルグランヴィア岡山・	シングル	A-01	17,000円	17,000円	
岡山	1		ツイン(1名利用)	A-02	25,000円	25,000円	徒歩3分
		前夜祭・フォーラム・レセプション会場	ツイン(2名利用)	A-03	14,000円	14,000円	
			シングル	B-01	17,000 円	19,500 円	徒歩3分
岡山	2	ANAクラウンプラザホテル岡山	ツイン(1名利用)	B-02	16,000 円	16,000円	
			ツイン(2名利用)	B-03	10,000円	10,000円	
岡山	3	ダイワロイネットホテル岡山駅前	シングル	C-01	13,500 円	13,500 円	徒歩1分
			シングル	D-01	11,500 円	11,500 円	
岡山	4	アベストグランデ岡山	ツイン(1名利用)	D-02	16,000 円	16,000円	徒歩3分
			ツイン(2名利用)	D-03	10,500 円	10,500 円	
岡山	5	三井ガーデンホテル岡山	シングル	E-01	13,000円	13,000円	徒歩5分
岡山	6	ヴィアイン岡山	シングル	F-01	12,500 円	12,500 円	徒歩1分
EXI LI	7	ナニリライフニイブ図山	シングル	G-01	11,000円	11,000円	徒歩5分
岡山		ホテルマイステイズ岡山	ツイン(2名利用)	G-02	9,000円	9,000円	1处少3万
岡山	8	スーパーホテル岡山駅東口	シングル	H-01	11,000円	11,000円	徒歩7分
		シングル	J-01	11,000円	11,000円		
岡山	9	アークホテル岡山	ダブル(1名利用)	J-02	13,000円	13,000円	徒歩7分
			ツイン(2名利用)	J-03	8,500円	8,500円	
岡山	19	後楽ホテル	シングル	K-01	10,000円	10,000円	徒歩5分
岡山	1	岡山シティホテル桑田町	シングル	L-01	9,000円	9,000円	徒歩7分
岡山	12	岡山ワシントンホテルプラザ	シングル	M-01	8,500円	8,500円	徒歩5分

[※]数に限りがあるため、お申込みが集中した場合、ご希望に添えない可能性もございます。申込書には、第3希望までご選 択頂きますよう、お願いいたします。2名1室をご希望の場合には、お申込みの際に、相部屋希望者名をご記入ください。

弁当のご案内・・・・

設定日

10月6日(金)

お渡し場所

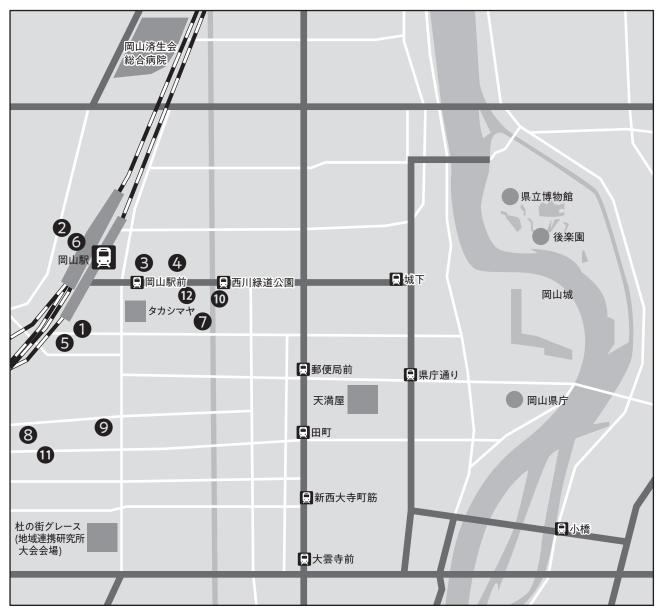
ホテルグランヴィア岡山 3F

昼食会場

12:30~14:00

料金

1個/1,200円(税込)お茶付き



- ●ホテルグランヴィア岡山(前夜祭・フォーラム・レセプション会場)
- 2ANAクラウンプラザホテル岡山
- ❸ダイワロイネットホテル岡山駅前
- 4アベストグランデ岡山
- 5三井ガーデンホテル岡山
- 6ヴィアイン岡山
- **⑦**ホテルマイステイズ岡山
- ③スーパーホテル岡山駅東口
- **⑨**アークホテル岡山
- 10後楽ホテル
- 11岡山シティホテル桑田町
- 12岡山ワシントンホテルプラザ

国内募集型企画旅行条件書

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第2号 一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



1 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行 であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」 といいます。)を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前 にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約 の部によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。 申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。 また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お 預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)			
20,000円未満	5,000円以上			
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上			
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上			
100,000円以上	旅行代金の20%以上			

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2) 当社らは、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3 日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 21 項の定めによります。

(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(6) 団体・グループ契約

ア. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(2)~(5)の規程を適用します。

イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する 旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代 理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、 当該契約責任者との間で行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される 債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、 あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

(1) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできな い場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただ ける期限を確認した上で、お客様をウェイティングのお客様として登録し、お客様の 申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社らは申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は 成立しておりません。なお、「当社台がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社らは当該申込金相当 額をお集用したりにます。

額を払戻しいたします。 (2) 本項(1) の場合における、ウエイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社 らがお客様の申しみを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したと きに成立するよみとします。

(3) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱いま

4. 申込条件

(1) 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がい のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性の ある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬をお連れの方その他特別の配 虚を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨を お申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態 になった場合も直ちにお申し出くだ さい。)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容 を具体的にお申し出ください。

(4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の 診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがありま す。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行 契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。な お、お客様からのお申し出し基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要す る費用は原則としてお客様の負担とします。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要 とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な 措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。 (7) お客様のご節合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより 別途 条件をお付けしてお受けすることがあります。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫 的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加を お断りすることがあります。

(12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若 しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加 をお断りすることがあります。

(13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サ ービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下 「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書によ り構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して 列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

(3) 第 2 項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたしま

(4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービス の範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書 面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによりま +

6. 旅行代金のお支払い期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日前に当たる日(以下「基準日」といいます。) よりも前にお支払いいただきます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指 定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上 航空機利用コースは満 3 歳以上り12 歳未満の方はこさも代金となります。 (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ださい。 (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をしいます。この合計金額は、第 2 項(1)の「申込金」、第 13 項(1)の「取消料」、第 14 項(1)の②の「進約料」、および第 20 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途 明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記(1)~(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいた しません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

②クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

④1 人部屋を使用される場合の追加代金

⑤希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

⑥お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

⑦ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

①利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金 翻の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更する 赴きは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客 様にその旨を通知します。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③第 10 項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座所・都屋をの他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担とします。
④当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円+消費税)とともに当社らに提出していただきます。(既に航空券等を発行してい

る場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後 旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及 び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

(1)旅行開始前

①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契 約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお 申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨を、お申し出いただいた時を基 準とします。

表 1) 取消料		
旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行 以外	日帰り旅行 (夜行含む)
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除 (③~⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除 (④~⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除 (⑤~⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除 (⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除 または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【 宿泊のみご予約になった場合 】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消 料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申 し出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。 この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

この場合、お甲し込みの高乗所で所定の払い戻しをいてします。 宿泊のみのご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日(第1日目)のみ取消 料の対象となります。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウイーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

表 2) 取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅行開始後の解除 または無連絡不参加	当日	前日	2~3日前	4~5日前	6~7日前	8~20日前
1~14名	100%	50%	2	0%		無料	
15~30名	100%	50%	20%			無	料
31名以上	100%	50%	309		0%		10%

【 個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合 】

航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面 において当該航空券が利用されること、航空会社の名称、当該航空券に関して航空会 社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する 費用の条件及び金額を明示したもの。

表 3) 取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解除期日 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料(おひとり)
① 21日前に当たる日以前の解除	旅行契約解約時の航空券取消料等の額以内
② 20日目に当たる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
③ 10日目前に当たる日以降の解除	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等
(④~⑦を除く)	とのいずれか大きい額以内
④ 7日目前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%または旅行契約解約時の航空券取消料等
(⑤)~⑦を除く)	とのいずれか大きい額以内
⑤ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%または旅行契約解約時の航空券取消料等
(⑥~⑦を除く)	とのいずれか大きい額以内
⑥ 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%または旅行契約解約時の航空券取消料等
(⑦を除く)	とのいずれか大きい額以内
⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。 ②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額 に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第 10 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第 20 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の 命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能とな り、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、第 5 項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

④当社らは、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤当社らは本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいて いる旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が 受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サ ービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社 は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当 該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わな ければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限 ります。) 多美し引いたものみお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契 約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅 行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられな いと認められるとき

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそ れがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場 合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目(日帰り旅行にあって は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示し た旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令 その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行 日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが 極めて大きいとき。

②お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該 期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、 お客様は当社に対して、第 13 項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお 支払いいただきます。

③お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

(2) 旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除す ることがあります。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられな いとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の 指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅 迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、 官公署の 命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能 となったとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様と の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を 受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし ます。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受 けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取 消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る 金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したとき は、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サー ビスの手配を引き受けます。

④お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の 規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じた ときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以 内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅 行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理

(1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲 げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限り ではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められる ときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置 を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。

②本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合 において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨 にかなうものとなるよう努めます。

(2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、 旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その 他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗 員の業務は原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

(4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地 添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じ ます。

【現地係員案内プラン】

(5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地におい て当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して 当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日 程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を 受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの 提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失により お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の 翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項 (1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証 明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中 止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変 更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生す る旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

らず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、ド会員(以下「会員」といいます。)より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の お客様1名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限 度として賠償します。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款 の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠 償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報 を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解する よう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するた め、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地に おいて速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりま せん。

19. 特別補償

(1) 当社は第 17 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業 約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参 加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られ た一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数に より2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。 携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただ し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2) 当社が第 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべ き損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施 される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行について は、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われな い旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支 払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法 令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダ イビング、山岳登はん、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これら に類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び 見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているとき は、この限りではありません。

20. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更 を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の 変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。た だし、当該変更について当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明ら かである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、 サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他 の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ戦制

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第 13 項及び第 14 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除さ れた部分に係わる変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、 旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変 更補償金を支払いません。

①当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につ き、旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集 型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、 変更補償金を支払いません。

②当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、 当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お 客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当 社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変 更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

③当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価 値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

**************************************	一件あたり)の率(%)	
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日 の変更	1.5	3.0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施 設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の 変更	1.0	2.0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の より低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設 備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び 設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名 の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空 港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の 変更	1.0	2.0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設 備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	
注1「旅行開始前」とは 当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通			

「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通 知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降

に旅行者に通知した場合をいいます。 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み 替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と 確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅 行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件と

行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うもの である場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高 いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5 第4号又は第6号はしば第7号に掲げる変更が、乗車船等又は1泊の中で複 数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱いま

9。 注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によ

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわ 当社らは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカー お支払いを受けることを条件に、以下の各号に基づき、「雷話、郵便、ファクシミリ、イ ンターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。 (以下「通信契約」といいます。)

①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたし

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等 の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行 の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただ きます。

④通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通 知がお客様に到達した時に成立します。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効 である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会 員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合 があります。

⑥当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書 面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅 行契約成立日とします。

⑦インターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする 場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関す る事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術 を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用 する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。 ⑧会員の通信機器に本項⑦に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えら れていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を 記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. 個人情報の取扱について

(1) ア. 当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、 ②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手 続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の 費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサ ービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご 意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供の ため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。

イ. 当社らは、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び 当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示 のために利用させていただきます。

(2) 本項(1)ア. ②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、ク レジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に 書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目 的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で 提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される 場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお 申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。) (3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、 住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご 案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が 責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、 当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ (https://www.nta.co.jp)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

(4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請 求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様 相談室となります。

(6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービ スについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

問い合わせ窓口:本社お客様相談室 電話:03-6895-7883 FAX:03-6895-7833

e-mail:sodan shitsu@nta.co.ip 営業時間:平日 09:45~17:45

23. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、 お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物 の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客 様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に 際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された 場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

(4) 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。 (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡 先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状 態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これ が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客 様の負担とさせていただきます。

(6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切 負いかねます。

(7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅 れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求 には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。 (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代 行するものです。

24. 募集型企画旅行約款について

25. ご旅行条件の基準

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部) によります。

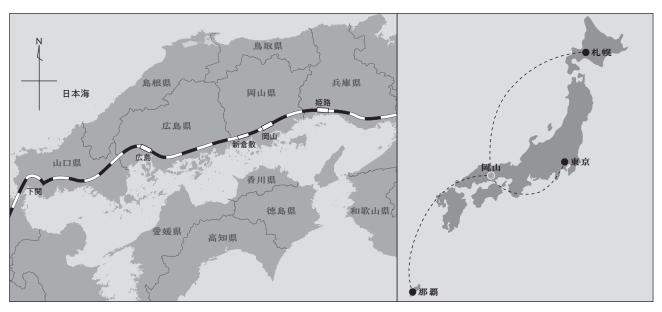
当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ(http://www.nta.co.jp)からもご覧になれます。

この旅行条件は、2022年4月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

岡山へのアクセス・・



● 列 直 で・・・ JR(山陽新幹線のぞみ、九州新幹線みずほ利用の場合)

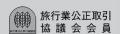
東京から	3時間12分	新横浜から	2時間54分
名古屋から	1時間36分	京都から	1時間1分
新大阪から	44分	新神戸から	31分
広島から	34分	博多から	1時間40分
熊本から	2時間14分	鹿児島から	3時間

◆飛行機で・・・

岡山空港までの所要時間				
東京(羽田)から 約1時間20分				
札幌(新千歳)から	約2時間			
沖縄(那覇)から	約1時間50分			

【旅行企画·実施】株式会社日本旅行 岡山支店

観光庁長官登録旅行業第2号 一般社団法人日本旅行業協会正会員







「第33回 北前船寄港地フォーラム in OKAYAMA」専用 デスク

• • お問合せ・お申込み先 • • •

(株式会社日本旅行 岡山支店内)

- ▼700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2丁目1番7号 JR西日本岡山支社ビル1階
- ∘ TEL:086-225-2040 ∘ FAX:086-223-2259
- ∘ E-mail:eishi_morita@nta.co.jp
- ◦担当者:森田·畠沢·安井
- 。総合旅行業務取扱管理者:森田 英志
- 。受付時間:9時30分~17時30分 ※土・日・祝日休業

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。

- この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。 また、詳い旅行条 件を説明して書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。
- ※お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。 特別な配慮、措置が必要になる可能性がある方は、ご相談させていただきますので係員に必ずお申し出ください。

第33回北前船寄港地フォーラム&第4回地域連携研究所大会 inOKAYAMA 申込書

個人情報保護法に基づき下記に同意頂き、チェック欄に√をお願い申し上げます。

しみます。	
うえ申し込み	
意の	
こういて】に同	
2扱い	
人情報の取	
客様の個	
下記の[お客様の	
۲	//蘭)
Ш	(FI)

7
(半)
2023年8月31日
お申し込み締切日、

9
1
7
7
П
Š
\approx
4
9
8
0
Y
*
先凡
扩
寸
送
泅

Ш

皿

申込日

囦	頒	믑
JI.		

う・県)			」□に∨をしてください。	★分科会 (A~E)	お申込み案内P2の コースをご記入ください	
(都・道・府・県)	(場合は「利用なし	さい	★レセプション	
	;		ホテル利用がない	○印をご記入くだ	★弁当	
	:FAX番号		をご記入ください。フ	・申込 () 人	∇ <u>←</u> −⊬∠	
1	(:希望の「申込No.」	各項目の参加・不参加・申込()へ○印をご記入ください	★前夜祭	
⊩)		A案内Ρ5を参考に	各項	地域連携 研究所大会	
確認書等 送付先住所	電話番号:携帯番号:	E-mail :	ださい。宿泊はお申込	- - -		
		林	お手数ですが、5名以上の場合はコピーしてお申込みください。 * 必要事項をご記入の上、お申込みください。宿泊はお申込み案内P5を参考に希望の「申込No.」をご記入ください。ホテル利用がない場合は「利用なし」□に∨をしてください。	F)	>-X	
		申込用紙枚数	Aみください。 * 必要事項		r署(上段) 職(下段)	
		兌	引合はコピーしてお申込		所属部署(
かりかる 団体名 ふりがな	氏名	申込み人数	ですが、5名以上の場		ふりがな参加者氏名	
 	元責任者	П	お手数			

□に∨をしてください。	★分科会 (A~E)お申込み案内P2のコースをご記入ください		10/6 (金)	第1希望() 第2希望() 第3希望()	第1希望()) 第2希望()) 第3希望()	第1希望() 第2希望() 第3希望()	第1希望() 第2希望() 第3希望()
場合は「利用なし」	さい	★レセプション	10/6 (金)	参加()	参 加() 不参加()	参加() 不参加()	参加() 不参加()
ホテル利用がない)へ○印をご記入ください	半弁当	10/6 (金)	申込()	申込())	申込())	申込())
をご記入ください。)	フォーラム	10/6 (金)	参加() 不参加()	参加() 不参加()	参加() 不参加()	参加() 不参加()
希望の「申込No.」 ³	各項目の参加・不参加・申込	★前夜祭	10/5 (木)	参 加 () 不参加 ()	参加() 不参加()	参加()不参加()	参加() 不参加()
案内P5を参考にき	各項	地域連携 研究所大会	10/5 (木)	参加()	参加() 不参加()	参加() 不参加()	参加() 不参加()
込みください。宿泊はお申込み	宿泊 ()に申込No.を記入 10/5 (木) 10/6 (金)		10/6 (金)	第1希望() 第2希望() 第3希望() 第3希望()	#1446と	第1希望() (第2希望()) (第3希望()) 利用なし □	第1希望() 第2希望() 第3希望()
3要事項をご記入の上、お申 う			10/5 (木)	第1希望() 第2希望() 第3希望()		第1希望() 第2希望() 第3希望() 期月次し □	第1希望() 第2希望() 第3希望()
ノてお申込みください。 *必		所属部署(上段) 役 職(下段)					
お手数ですが、5名以上の場合はコピーしてお申込みください。 * 必要事項をご記入の上、お申込みください。宿泊はお申込み案内P5を参考に希望の「申込No.」をご記入ください。ホテル利用がない場合は「利用なし」□に∨をしてください。		ふりがな参加者氏名					
# *					参加者		

[お問い合わせ・お申込先] ※お申込み及び宿泊に関するお問い合かせは「第33回 北前船・寄港地フォーラム in OKAYAMA」 専用デスクまでご連絡ください。

[お客様の個人情報の取扱いについて]

- 1.当社では、お客様からご提供いただいた個人情報を厳重に管理し、申込いただきました運送・宿泊機関等の手配のために利用させて
- いただくほか、お客様との間の連絡及び大会主催者への提供、ならびにこれらに付随する業務を行うために利用します。 2.その他、当社の個人情報の取扱いにつきましてはホームページ(https://www.nta.co.jp)のブライバシーポリシーをご参照下さい。 3.個人情報の取扱いに関する問合せ先 (株)日本旅行本社お客様相談室 TEL:03-6895-7883

「第33回 北前船寄港地フォーラム in OKAYAMA」 専用デスク 株式会社日本旅行 岡山支店内(担当:森田·畠沢·安井) 〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2丁目1番7号

E-mail:eishi_morita@nta.co.jp 受付時間:9時30分~17時30分※土・日・祝日休業 TEL:086-225-2040 FAX:086-223-2259